

次にオミ小學校々庭敷地買といて、三十四年、三十五年、五、万円づゝ、組んで一、五、万円になつておつた。

先般、基地、枕木による敷地についで、七、万円の全買と要してあり、三十五年、五、万円、残り、三十四年、五、万円に支出するように存じます。

オミ小學校の増築費はいろいろ、な、定、て、連、備、を、い、て、あります。か、連、備、が、未、た、り、總、体、を、い、う、み、合、せ、て、予、算、に、計、上、す、る、考、へ、す。

最後に汚物処理場についで、は、先、程、申、上、げ、た、よ、う、懐、金、を、心、構、で、本、日、一、日、か、ら、使、つ、て、あ、り、ま、す。

オミ三番 バラーストリートの関係、こ、う、い、た、予、備、費、を、組、ん、で、あ、る、と、思、う、が、追加、更、い、て、組、み、な、か、う、予、備、費、が、生、れ、て、い、る、こ、と、に、つ、い、て、何、ッ、た、い。

一、町長 補正予算の都な予備費は割つてゆくことが本来の

あり方であります。若干、増えているのは総体のバラン
スをとるためであります。

一、町長 四八号議案について要談ありませんか。

要 談 なし。

一、町長 要談なしのと認め議案オ四八号は示案通り決定いた
ります。

一、オミ三番 十分間休憩を願います。

一、町長 十分間休憩いたします。

休 憩 午前十時四十分

一、町長 再開いたします。

日程オミ昭和三十四年度福生町上水道特別会計歳入

歳入追加更正予算 (オミ一四)

一、町長 本中、も工程いたします。

書記 朗 読

「助父 總括的に説明いたします」と、これは先般の議会において決定されま——大多水道の買収が主であります。

歳入の莫では、使用料、手数料、九三二、六七〇円であり、使用料、八六、六七〇円、内訳は専用権使用料七四八、六五〇円、増収三五戸分、これには多摩台の一九五戸も含まれます。滞納繰越金は四〇万円で、これは三十三年度には七万円の増ありましたが、三十三年度中に解決し、この四万は一月分ずつ、全額がずれてあります。それで、年度末調整金が翌月になつて、しまふので、この計、二一六、六次です。

量水器使用料、七四、〇〇〇円は三三五戸増収分の使用料、滞納繰越金に上つては、今申し上げたようなもので、手数料、六六、〇〇〇円は、換金手数料、です。

委託工事収入、一六八、〇〇〇円は、分水栓、止水栓、その他購入

して支給——ます、その部品代です。

繰入金、二、六七、〇〇〇円は、一般会計、から繰上——たものであります。

繰越金は三十三年度において、この位り繰越があるもので、当初予算、一十万円と合せて二六、〇万円を計、二一六、六次です。

以上合せて、六、七、五、六七〇円と追加——たわけであり、ます。歳入においては、常務費の維持管理費にあり、系材料費、八、一五、六七〇円、新管改築費にあり、多摩台水道買収費、八、四四、〇万円であり、ます。

諸支出金の二、〇万円は、流木工事、三社の辞、退、或はあまり芳しくなくやめたので、これには一店舗二万円づつ補償金か積んであり、三社分六万円であり、ます。以上、六、七、五、六七〇円が歳入に計、上されたわけであり、ます。

一議長 厚生委員長の報告と求めます。

一厚生委員 議長 四九二に於いて之般厚生委員会を開き、細部に

わたって審議の結果、本案を承認した次第です。

水道問題に於いて関連して大きな問題が生じてく

るが、二期工事については一億二千八百万円と云う

ような計画であるが、三、四年一度に於いてもその計画

に従って強く進めるよう要望した次第であります。

多摩五、四、五、六の買収に於いても十分に水源地を活用し

て置くよう望む次第で、配管が充分に行なわれず、充分

に活用されまいことは事實で、委員会としてはこの水

をなく利用するよう計画を建て、買収した井戸が十分

活用されるよう要望した次第です。

一才三番 今回買収した小川さんの井戸について多摩台と云う名

を冠しなかりて将来が何号と云うようものが用いられるか否
か、何にします。

一才長 町の水道に現在の本管を結びつけ、水源地を利用できるよう

にしておりますが、名称の関連について、オ一、オニ水源地と云

来ますので、オ四水源地と云うことになりましたが、今度新

しく出来る配水池にどれとどれを結びつけるかについて細い

計画がなされていながら、今度出来る配水池に結びつけると

うかと考へます。名称についてはオ四水源地と云うことになる

と思ひます。

一才三番 根本的な水道行政について質問します。

現在、横田基地のハウスは相当地道の水を使っております

が、小川さんの施設も今回買収するに因りて、移主上水

道計画を推進する害の一つが切れたと思ひます。が、基地の

水道より大きな水質を使つて、ブランチして利用して

いる者が相違あるようですが、これ等については、
水道を買収する際にも、地主の下水道の今後の
上このような單獨のもの、と認めると云うことは出来ないと云
う強い理事者の意見があり、我々も同調するものでありま
すが、まだ地主の下水道を一本化するには、これ等の下水道の
線が残っておりません。

そのような関係からすると、一本の線は解決したか、まだ地主
の下水道を一本化するには、下水道の線が残っている。これ等に
ついては、対米軍関係の施設の関係が起つてまいります。が
基地外の下水道については、地主の下水道計画一本にまとめ
なければならぬ性質のものであると思います。これらに
ついて米軍関係その他については、お考えはどうであるか、伺いた
いと思います。

町長 未だ横田基地から給水を受けられているものがあるかどうかと云う点

まだ調査ができていません

ジャパマハイツについて、相当大きな規模で水とエリてあります。
その外羽村合の方で若干基地から給水も受けられているものが
あるやに聞かれています。が、地主分にあるか否、調査して
ありません。できるだけ調査をして、その中でどうもって
やけるかどうか、もってやけるもの、たけもって
って解決したい。

町長 昭和十九年、かう始つて、加入金について、一町、追加予算
かなされた直後、あうゆれる問題であると思ひますが、
担当委員会で審議をしているかどうか、又加入金の改廃について
考ひあるかどうか。

町長 本年一度にあっては、従来と同じように、予算組むに
まゝなので、従来と同じように加入金五千円、積立金五千
円でやきたいと思ひます。

来年度につきまゝは委員会にも色々と意見が出て
ありまして、出来れば積立金をなくして、加入金一本に
いそぐ意見の強いようでもあります。どうやら線に沿
て目下検討中で、近うして来年度とすとの結論と
まゝ載せて、その線に沿つてやりたいと思つて
一、加入金制度のうち、五千円を償還する制があるが、
下年期から始まると思つて、これをどう考へますか
一、丁長 本年九月から来年度三月まで、本年の内に満
五年に達するものは、金額に、一三八万円ありま
す。これについては、予算の際、説明したように、
加入者組合から寄附金も入るときに相殺をして、
一四〇万足りずの金額は、本年
度内に返済すると思つて進んでおります。

一、オナニ番 三十三番議員の質問、向う件については、
終始委員会として、取組んでおり、休業中にも、
残村議員と話合つてあり

まゝだ。

市承知の通り、三十四年度は丁度五年目であり、
その返済方法と当初予算に説明してある訳で、
当初の予算にそのように組まれてある訳で、
加入金を徹底すると思つて、
は、丁長の説明、かう予算のやりくりが
難しいと思つてあります。

委員会としては、小さなものの加入金と
大きなものについて、例を云うなら、
一つの家庭に、間借程度の部屋を
あき、それをも借り水道を引く場合にも、
加入金と積立金の一万円を納める
形になっており、又建築計画に五世帯
を住ませるようになつて、
ある場合も五万円と云う加入金と、
丁に納めると云うようなこと
であり、ますが、たゞ工場を誘引した
場合等、大会社がきた場合、その
会社が大きな面積をもつて水道を
利用する水量は、場合、勿論、加入
金は一万円であつても、その使用す
る水量は

多く存するが加入金の支払い面は使用料から出てくる。と云ふことも考へうるがたゞ、
初めに完全な消費態勢に
もつてやうとするとする。側
の考へあり。議会として
このような全消面と考へ合
せまうて。そうした形に
もつてやうなものはなう
ない。とした場合、アパート
等も造らうとする場合。と
しては非常に長い。と云
ふ。あり。水道委員会として
のなやみがあるわけ。で現
在の状況では三丁造った
場合は三十万円と云ふこと
で三丁委員の発言はもと
もどあり。委員会として
は理事者側に充分検討を
依頼してあり。何とか行
方を要之なく。はなう
ない。と考へてあります。

水道課長

未処分金として承認額
つてある。分の件数で
六十七件あり。れた
か。何いたい。

一才五番

加収金の未処分金がある
やに聞かされた。か。その
後それ等は処理さ

処置に付ては以前より調査
もし催促もしてきまいた
か。

それを完納するべく努力
してあり。たゞ、昨午十日

頃。あの問題で中断して
あり。本年は極力整理

に當つてあり。見通して
近く解決できると云う

までできてあり。今年中
には解決出来ると云ひます。

一才五番 議長は困った
ような顔をしてあります。
か。協議会或は全

員会ならいさや知らず
臨時会において。は質問
者と解答者

は、議長の指示によつて
やらなくてはならないの
か。定則に

らうと思ひます。か。それ
が少し乱れているよう
である。か。

議長は取締りしたい。

議長 本案について。即
ち異議はありませんか。

異議なし。

議長 本案について。異
議ないようです。か。う
る。本案通り決定した

します。

日程才四 昭和三十四年度初生竹常と場特別会計 (議案才五〇号)

一談
長談
宋才五ノ号を上程いたします。

一書記朗讀

一助 又 本席は昭和三十四年度初まじ常と場特別会計の追加更正
予算であります。

在予算には消化槽と冷蔵庫の追加工費があります。
 お陰により、浄化槽にあつても冷蔵庫につけても落成し
 支度より使用しております。

従つて本年なりと場の使用状況も四、五、六月共毎月
ニ、三頭以上二圃つてあります。当初予算には一九三頭か
月平均のと殺頭数であり、いずれも上まわつてあります。
す。

歳入にありて三四、万円の歳入であります。先程談次
 された一般計の歳入であります。

繰越金 一 二 万 円 は 前 年 度 の 繰越金 で 決算 した 未

ニの二つで三五二万円で当初予算と合せて九、五二一、七〇〇円となつてゐる。

歳末にありて事務所費一〇八七、〇〇〇月の内訳は常甲費に
 おりてニ九三、〇〇〇月。これは消化槽が出来るにつりて年々未
 までの薬品代です。つまり、苦汁と消石灰により
 水との配合により、色を消し臭と変化させてやく
 と云うのが消化槽の持味でありましてその薬品代が
 十八万月計上されております。

次に手数料によりて一二、三、四の汚水吸取料があり
ます。これは今までに使ったを費して、と賜委員令で
承認を得てあります。かゝるものに溜りまゝに汚水を

その度に一坂の車にて吸おしていったが、その費用であり
ます。

学務費は七九、〇〇〇円で、冷蔵庫の追加工事が四、〇〇〇
円は三十三年間に四五九、〇〇〇円が冷蔵庫の費用であ
りまして、請負金額四三、〇〇〇円、その他の事務費と合せ
て二〇〇〇〇に及びます。

それに冷蔵庫の位置の関係、それに積出すところの屋
根の関係が四、〇〇〇円かかりますので、これに計上した
次第です。それから大動物のホムは馬や牛の下し場
折がなかったもので、今まで傾斜地を利用していた
関係で牛の足は折ったりしたので下し場所を
つくる費用が三万五千円かかっております。

それに洗場改修工事、これは積んできた自動車と
洗、それに精肉と積んでやきますので洗場が

なくてはおなうです。従来のもものでは狭いので広くして
使えよくし、更に浄化槽も出来たので傾斜の関係で
洗、よくすると云うことです。

次の土荷場床補修工事は冷蔵庫とと場の関係が
幾分差があり、建るとき注意したかうまくやらず水の
はけ口の関係でこうした費用がかかるので計上した次
弟です。

汚水排水工事は田用水に流すにつれて土管を使い
浄化する前に緊急的にやれた工事で、土管を買つ
て田用水の方に落したものです。

冷凍水排水変更工事は六万円になっておりますが
これは冷蔵庫から出る水を洗場の方にもって行って
使うことで、その排水変更工事があります。

新学収束費、これが今回出来上った浄化槽新設



事業費で、報償費一万円、食糧費一万五千円、これは打合会或は竣工式の贈賞であり、手数料二千円、これは建築申請手数料、委託料四万六千円、これは工事監督委託料であります。工事諸費の内訳は浄化槽新設工事費三十三万、敷地費六万円、合計二四三万三千円と云うのが浄化槽新設工事費であります。

以上で三五三万円の支出合計、当初と合せて九五二万一千七百円となります。

七月二十日九時より、第一回と場、追加予算を審議し、その中、冷蔵庫、浄化装置は近在にない新しいもので、数日未試運転に入っておりますが、その結果が良好で、今後はこの大きな工事費は無く、運営費と云う。

（と場特別委員も）

美で食品衛生の観点から予算を計上し、やはりと考えており、第一回の追加更新予算と云うことは、より了としてあります。

（第十九番）

関連事項として、理事者に質問します。が、関東に例の魚と云う浄化槽が完成し、その排水が田用水に流されておりますが、その排水が有害であるか、無害であるか、未知数であり、種うことなう有益であることも預います。が、有害であった場合、当局として最善の方法をとつてやるよう留意されたい。

（町長）

目で見た場合、赤色が無く普通の水のようにできれいになつております。唯、成分が若干残っており、関係、或は石灰分が若干残っている関係があります。濃い場合、試験の結果も聞かれており、が非常に色もよく延びております。

ます。

これは田用水が多く浄化水が僅の場合には問題ありません
田用水が少なくなった場合どうなるか、どうした場合に万
全の処置をとりたいと考えます。

議長 議案オ五。号について要談ありませんか。

要談 なし。

議長 議案オ五。号は要談ないものと認め、本案通り決定いた
します。

オ十三番 市町の議会の構成の總務委員会において前年にな
予算の最終的追加更いにおいて、總務委員会が要
望したことであります。現在八月であります。最終予算が
十月十日と直ぐ過ぎてしまいます。最終予算が
おくる問題で、般内流用で片方は予算があつても
事業が進展せず、そのまゝ残されておりました。然し片方が

事業が非常に進展し、予算が足りないと云う形
が最終の追加予算の際になされるが、市町の当初予算
も組む際にも年一回の重要事業も考えて、予算も
組まれ、途中から補助金、起債その他予算外の事業も
組まれているようです。年一度の中間までいった時に
振返って予算も省け、死んでしまった様な予算は
適当な時期に適当な般内流用をする。又三十三年な
のスキマ内繰越の件につきましても、予算が相当
繰越になるような見通があつたならば、適切な事
業に振向けると云うようなことが必要と考えるので、年な
末になりまうてから、その時に急に予算が余るから事業
に振向けると云うようなことはできないので、それを次の或
は三三三回追加更いに特にその頭で執行願うよう考
慮されたい。